

事務連絡
令和5年4月18日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

自動車損害賠償保険制度に関する広報について（協力依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月より、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が施行され、自賠責保険料の一部によって、自動車事故被害者等への様々な支援事業に活用することができることとなりました。

今般、国土交通省自動車局より、今回、新たに作成された自動車損害賠償保険制度の改正に関する啓発ポスター及びチラシについて、情報提供等の協力依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

また、従業員等自動車ユーザーへの周知にご協力いただける事業者は、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）の各支所（別紙参照）から、当該ポスター及びチラシが提供される旨もお伝えくださるようお願いいたします。

記

《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局 事務連絡（令和5年4月13日付け）
- ・ （別紙）独立行政法人自動車事故対策機構 所在地一覧
- ・ （別添）自動車損害賠償保険制度の改正に関する啓発ポスター・チラシ